

南海トラフ巨大地震における 津波対策の取組状況

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第2回）
令和5年4月26日（水）

南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）の概要（平成25年5月）

南海トラフ巨大地震の特徴

超広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生
避難を必要とする津波の到達時間が数分

➡ 被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なるものと想定

- 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン、インフラ被害の発生
- 膨大な数の避難者の発生
- 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- 被災地内外の食糧、飲料水、生活物資の不足
- 電力、燃料等のエネルギー不足
- 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
- 復旧・復興の長期化

南海トラフ巨大地震対策の基本的方向

○主な課題と課題への対応の考え方

（1）津波からの人命の確保

- 津波対策の目標は「命を守る」、住民一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難
- 即座に安全な場所への避難がなされるよう地域毎にあらゆる手段を講じる

（2）各般にわたる甚大な被害への対応

- 被害の絶対量を減らす観点から、耐震化や火災対策などの事前防災が極めて重要
- 経済活動の継続を確保するため、住宅だけでなく、事業所などの対策も推進する必要
- ライフラインやインフラの早期復旧につながる対策は、あらゆる応急対策の前提として重要

（3）超広域にわたる被害への対応

- 従来の応急対策、国の支援・公共団体間の応援のシステムが機能しなくなるおそれ
- 日本全体としての都道府県間の広域支援の枠組みの検討が必要
- 避難所に入る避難者のトリアージ、住宅の被災が軽微な被災者の在宅避難への誘導
- 被災地域は、まず地域で自活するという備えが必要

（4）国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

- 被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響
- 日本全体の経済的影響を減じるためには主に企業における対策が重要
- 経済への二次的波及を減じるインフラ・ライフライン施設の早期復旧
- 諸外国への情報発信が的確にできるような戦略的な備えの構築

（5）時間差発生等態様に応じた対策の確立

- 複数の時間差発生シナリオを検討し、二度にわたる被災に臨機応変に対応

（6）外力のレベルに応じた対策の確立

- 津波対策は、海岸保全施設等はレベル1の津波を対象とし、レベル2の津波には「命を守る」ことを目標としてハード対策とソフト対策を総動員
- 地震動への対策は、施設分野毎の耐震基準を基に耐震化等を着実に推進
- 災害応急対策は、オールハザードアプローチの考え方に立って備えを強化

○対策を推進するための枠組の確立

（1）計画的な取組のための体系の確立

- 総合的な津波避難対策等の観点等から、対策推進のための法的枠組の確立が必要
- 南海トラフ巨大地震対策のマスタープランの策定とともに、事前防災戦略の具体化に当たっては、項目毎に目標や達成の時期等をプログラムとして明示
- 応急対策についても、具体的な活動内容に係る計画を策定

（2）対策を推進するための組織の整備

- 広域的な連携・協働のための南海トラフ巨大地震対策協議会の積極的活用及び法的な位置づけの必要性

（3）戦略的な取組の強化

- ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた対策の総合化
- 府省を超えた連携、産官学民の連携など、国内のあらゆる力を結集
- 住民一人ひとりの主体的な防災行動が図られるよう、生涯にわたって災害から身を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成
- 国、地方を通じた防災担当職員の資質向上や人材ネットワークの構築が大切

（4）訓練等を通じた対策手法の高度化

- 行政・地域住民・事業者等の地域が一体となった総合的な防災訓練の継続的な実施
- 実践的な津波避難訓練による避難行動の個々人への定着

（5）科学的知見の蓄積と活用

- 地震・津波及びその対策に関する様々な学問分野の学際的な連携
- 防災対策に関する応用技術の開発・普及の促進

具体的に実施すべき対策

- 事前防災（津波防災対策、建築物の耐震化、火災対策、土砂災害・液状化対策、ライフライン・インフラの確保対策、教育・訓練、ボランティア活動、総合的な防災の向上等）
- 災害発生時対応とそれへの備え（救助・救命、消火活動、緊急輸送活動、物資調達、避難者・帰宅困難者対応、ライフライン・インフラの復旧、防災情報対策、広域連携・支援体制等）
- 被災地域内外における混乱の防止
- 多様な発生態様への対応
- 様々な地域的課題への対応
- 本格復旧・復興

今後検討すべき主な課題

- 南海トラフ巨大地震の発生確率
- 予測可能性と連動可能性
- 長周期地震動への対応

津波対策における主な施策の進捗状況 (令和4年度調査時点)

目標	進捗状況	進捗状況に対する原因の分析	期待される効果
河川堤防・水門等の耐震化[国]	河川：75%(R2d)⇒ <u>約67%(R2d)</u> 水門等：77%(R2d)⇒ <u>約65%(R2d)</u>	・災害で被災した河川において、目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施したため。	津波浸水範囲の減少 ⇒人的・建物被害の減少
海岸保全施設整備の推進[農,国]	海岸：69%(R2d)⇒ <u>約65%(R2d)</u> 水門等の自動化等： 82%(R2d)⇒ <u>約85%(R2d)</u>	・一部目標未達成の要因は、復旧・復興事業の一部の地区において、関連工事との調整などやむを得ない事情により進捗が遅れたため。	津波浸水範囲の減少 ⇒人的・建物被害の減少
津波避難ビル等の指定[内]	100%(R5d)⇒ <u>71%(R3)</u>	・(詳細はP4参照)	人的被害の減少
官庁施設の津波対策[国]	自家発電等の上階設置等を順次実施している。	・津波対策を毎年度適切に実施している。	人的被害の減少、被害後の行政機能の早期回復 ⇒二次被害の減少
津波ハザードマップの作成及び防災訓練の実施[内,消,農,国,海]	100%(R5d)⇒ <u>76%(R2d)</u>	・津波災害警戒区域の指定が進んでいる状況を踏まえつつ、目標に向け取り組んでいるところ。	津波避難向上 ⇒人的被害の減少
津波避難計画の策定[消]	100%(R5d)⇒ <u>100%(R3d)</u>	・浸水想定区域に住家がない等の理由から計画策定に係る優先度が低い。なお、R2d時点で未策定だった4団体については個別働きかけを行った結果、策定済み。	安全で確実な避難の確保 ⇒人的被害の減少
避難路・避難用通路の整備[農,国]	管理用通路の整備及び避難通路の設置について、補助率を高上げて整備を推進。	・避難経路を整備する地方公共団体を、防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金等にて支援。	津波避難向上 ⇒人的被害の減少
防災行政無線の整備[消]	100%(R5d)⇒ <u>97.3%(R3d)</u>	・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、着実に整備を推進している。	災害時に迅速かつ確実に情報を伝達 ⇒人的被害の減少

※ [国]→国土交通省、[農]→農林水産省、[内]→内閣府、[消]→消防庁、[海]→海上保安庁

津波避難ビル及び津波避難タワー等の整備状況

対象地域	津波避難ビル（棟）		津波避難タワー等（棟）	
	H30.8	R3.4	H30.8	R3.4
全国 ※1	14,903	15,304	427	502
南海トラフ地震防災対策推進地域 ※2	12,674	12,981	356	435
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ※3	5,469	5,482	318	385

※1 海岸線を有する又は海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される都道府県及び市区町村（40都道府県、675市区町村）を対象としている。（福島第一原子力発電事故に伴い、海岸線地域の避難指示が継続中の福島県大熊町及び住民の帰町目標を令和4年度としている福島県双葉町を除く。）

※2 震度6弱以上が想定される地域 又は 高さ3m以上の津波が想定される海岸堤防が低い地域（※1以外の地域は除く）

※3 津波によって、30cm以上の浸水が地震発生後30分以内に生じる地域

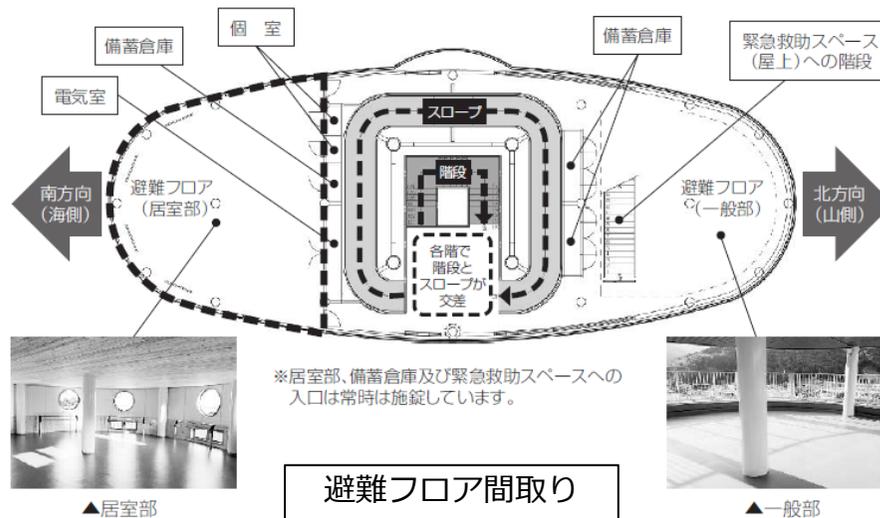
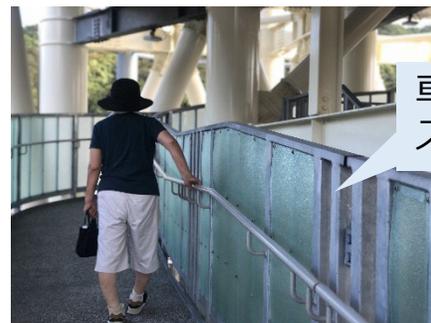
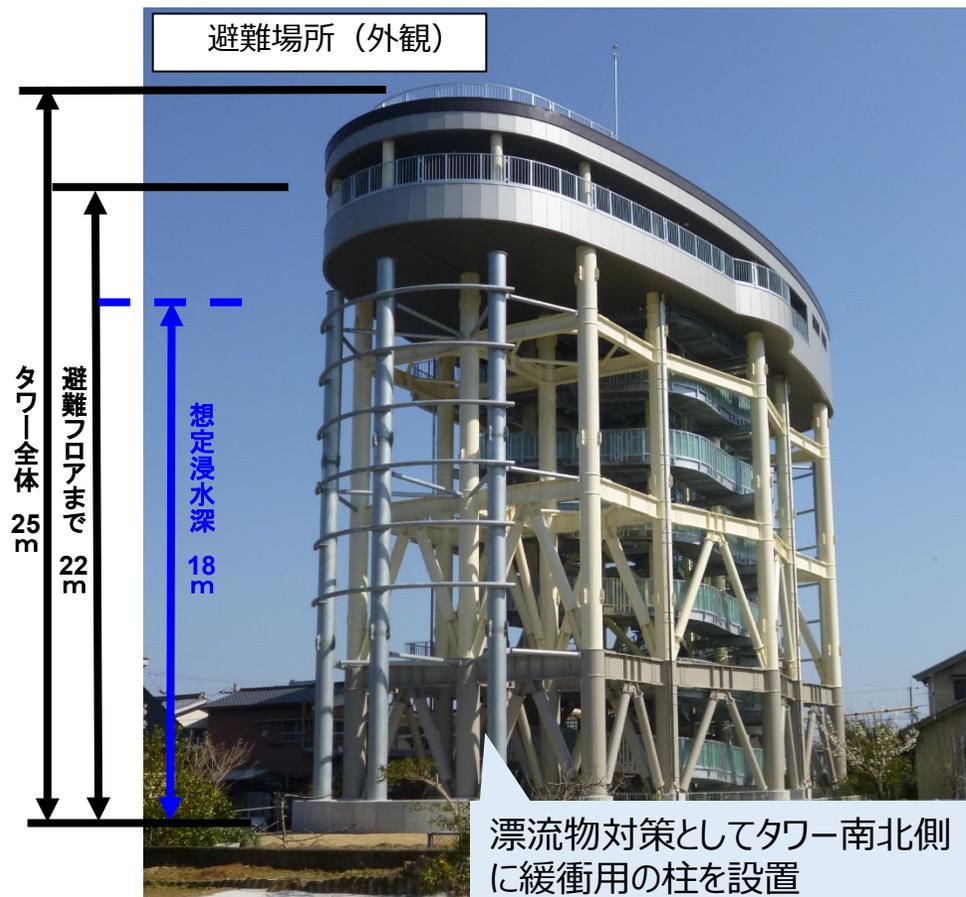
（参考）計画策定時は、平成23年度調査の2,244棟（ビル・タワーの分類なし）を採用（H23.10時点）。

自治体が抱える津波避難ビル等の指定への課題

- ・基準に適合する既存の建物が無い
- ・耐震性・津波への耐久性の確認に専門的知識を要する、行政の防災担当職員による認定が困難
- ・「指定解除」、「条件付き指定」になった場合、建物管理者・自主防災組織・地元等への影響の懸念
- ・整備費用および維持管理費用の負担
- ・鍵の管理・地震開錠ボックスのメンテナンス・担当職員の配置が困難
- ・24時間開放していない施設に対する開放時間帯以外の対応が困難
- ・指定のメリットが少ない・スペース・防犯上の理由により建物管理者や地域住民の理解が得られない
- ・切迫性がある場合に窓を破壊する等の事実を周知し難い

住民の共助を後押しする施設整備事例（高知県黒潮町）

- 車椅子等の避難者に配慮し、階段に加えてスロープを併設、階段とスロープは7階層の全てで踊り場を共有しており、登る途中で階段側とスロープ側の共助が可能。
- 避難フロアおよび階段・スロープ部の照明は太陽光発電を採用。



民間の立体駐車場を活用した津波避難ビルの例（静岡県静岡市）

- 民間の立体駐車場を津波避難ビルに指定し、来場者や近隣住民、従業員等の津波発生時の緊急避難場所を屋上に確保している。

避難場所（外観）



国土交通省告示に基づく構造計算により、鉄骨造の津波避難ビルとしての構造安全性を確認している。

屋上に緊急避難場所を確保している



避難場所（屋上の様子）



つなみ
津波ひなんビル

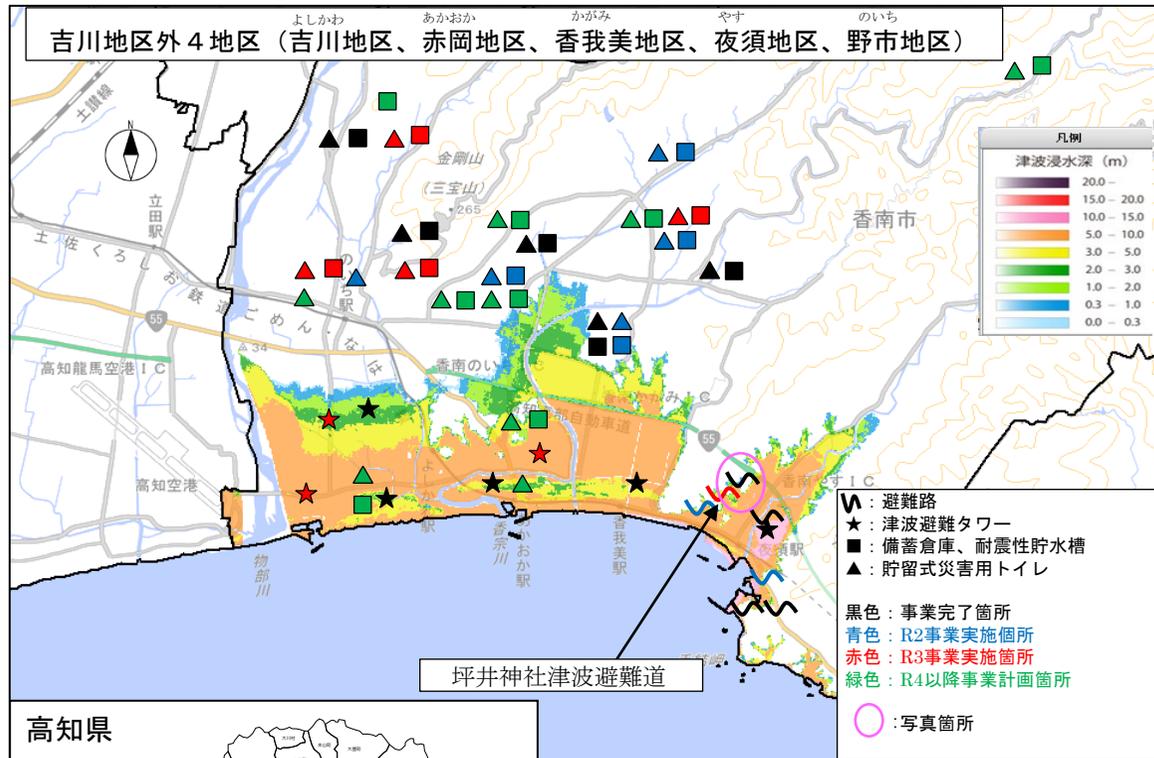
Tsunami Evacuation Building
海啸避难大楼 쓰나미 피난 빌딩
Edifício de Refúgio de Tsunami
津波発生時は、このビルの
屋上に避難してください。
静岡市

屋上海抜14m

SBSマイホームセンター 津波避難立体駐車場
SBS My Home Center, Tsunami Evacuation Multi-Storey Parking Garage

より安全な避難場所等の確保に関する取組

○ 南海トラフ地震による津波の影響を受ける高知県香南市において、地区公共施設等（津波避難タワー、津波避難道、耐震性貯水槽、備蓄倉庫）を整備し、円滑な避難態勢の強化、かつ安全な避難場所を確保。



避難道整備事例



整備後



津波防災地域づくりに関する取組（静岡県伊豆市）①

- 静岡県伊豆市において、平成30年3月に津波災害特別警戒区域を指定（R5.3現在 全国で唯一の指定）
- 津波災害特別警戒区域の指定にあたっては、地元関係者も参画する推進協議会による検討や、自治会毎の住民説明会、各種広報により地域と一体となって丁寧に市民の理解促進に取り組んだ

【伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画】より

南海トラフ巨大地震に伴い、土肥地域では、最大津波高 T.P.10mの津波が到達するという災害リスクが想定されています。一方で、風光明媚な海辺を活かした観光や水産業等海に根差した産業が盛んであり、この沿岸部には産業機能・生活機能が集積しています。これらの機能は、土肥地域の持続的な発展を支えていることから、土肥地域にとって不可欠なものとなっています。

地域で暮らし続けるためにも、**この地域の津波災害のリスクを正しく認識し、リスクと共存できる暮らし方・住まい方（土地利用）を考えていくことが必要**となります。

（中略）

津波到達までの時間に余裕の無い土肥地区では、子どもや高齢者等は避難できず、その場にとどまらざるを得ない状況が考えられます。また、2m以上浸水すると建物倒壊の危険性が高まるといわれています。そこで、**建物倒壊等の危険性のある区域では、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設を、安全性を確保しながら建ててもらうための区域となる「津波災害特別警戒区域」の指定を丁寧に進めます。**

地域と一体となって区域指定を推進



伊豆市津波防災地域づくり推進協議会



市民集会



愛称の公募・決定



町中にのぼりを設置

津波防災地域づくりに関する取組（静岡県伊豆市）②

- 静岡県伊豆市では、「観光防災まちづくり」を進めることとし、様々な取組に着手。
- 津波災害特別警戒区域をまちづくりの要素として、積極的に活用。

地域のくらし観光業をはじめとする産業を維持しながらも、
災害リスクからの安全・安心を確保していくことが重要

観光防災まちづくり
推進計画の作成



観光防災まちづくりの方
向性を提示

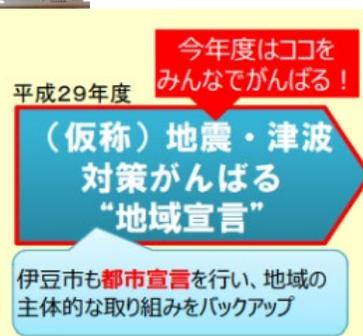
土肥中生と考える会



市民集会

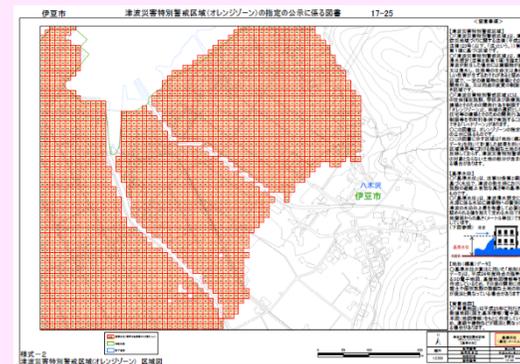


地域の取組の共有



市民自らが津波対策の
取組に関与

津波災害特別警戒
区域の指定



将来にわたって
地域の安全性を向上



さらに、観光客の避難誘導や地域特性を踏まえた
訓練の実施など、観光防災の取組を推進

津波避難訓練にかかる取組

○ 平成26年度から内閣府では、11月5日の「津波防災の日」を中心に、地方公共団体と連携して、「地震・津波防災訓練」を実施。

訓練内容

住民が自ら考える取組

地震・津波発生時に、住民自らが考えて避難行動をすることができるよう、訓練前に地域のリスクや避難計画などを考えるワークショップを開催し、訓練後には、見つけた課題や次回の訓練に向けた改善の方策等を学びます。

シェイクアウト訓練

訓練開始合図（防災行政無線等）で、自らの身を守る安全確保行動を1分から数分間実施

津波避難訓練

防災行政無線による情報伝達訓練等を活用し、最寄りの避難場所等へ避難



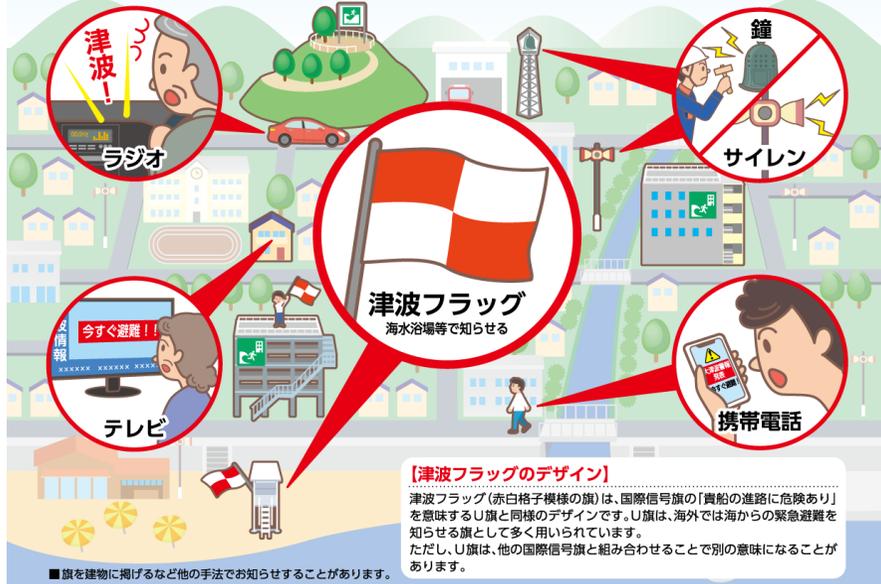
年度	実施市町村 (南海トラフ地震防災対策推進地域)		(その他)
H26	千葉県いすみ市、愛知県西尾市、和歌山県広川町、山口県周防大島町、高知県大月町、宮崎県日南市	6市町	(2市町)
H27	茨城県日立市、静岡県東伊豆町、愛媛県西予市、福岡県苅田町、沖縄県与那原町	5市町	(5市町)
H28	神奈川県茅ヶ崎市、三重県松阪市、和歌山県広川町、広島県坂町、徳島県松茂町、高知県黒潮町	6市町	(4市町)
H29	千葉県富津市、東京都八丈町、愛知県武豊町、大阪府泉佐野市、福岡県行橋市、鹿児島県志布志市、沖縄県うるま市	7市町	(2市町)
H30	静岡県伊豆市、和歌山県湯浅町、山口県柳井市、愛媛県松前町、高知県四万十市、宮崎県延岡市	6市町	(4市町)
R1	兵庫県西宮市、和歌山県印南町、愛媛県西予市、高知県高知市、鹿児島県鹿児島市	5市町	(2市町)
R2	三重県木曽岬町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、高知県中土佐町	4市町	(2市町)
R3	千葉県館山市、高知県高知市、高知県四万十町、福岡県豊前市、鹿児島県志布志市	5市町	(3市町)
R4	神奈川県平塚市、静岡県掛川市、愛知県常滑市、和歌山県那智勝浦町、広島県福山市、徳島県徳島市、愛媛県西条市	7市町	(4市)
H26～R4 合計		51市町	(28市町)

津波避難にかかる情報伝達

津波警報等が出たら

知る手段

津波警報等*は、テレビやラジオ、携帯電話等で知ることができます。知る手段に、令和2年6月より新しく「津波フラッグ」が加わりました。海岸で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難しましょう。
*津波警報等は、大津波警報・津波警報・津波注意報の総称です。



【津波フラッグのデザイン】

津波フラッグ(赤白格子模様の旗)は、国際信号旗の「貴船の進路に危険あり」を意味するU旗と同様のデザインです。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることで別の意味になることがあります。

■旗を建物に掲げるなど他の手法でお知らせすることがあります。

情報種類	津波注意報	津波警報	大津波警報		
想定される津波の高さ	1m (0.2m-1m)	3m (1m-3m)	5m (3m-5m)	10m (5m-10m)	10m超 (10m-)
定性	表記しない	高い	巨大		
表現					

津波は繰り返し襲ってきますので、津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

津波警報等が出ている間は絶対に戻ってはいけません！

津波避難誘導の標識の例



津波避難場所 津波避難ビル

津波浸水地域の標識の例



津波注意

津波警報等を伝える旗



津波フラッグ

内閣府 内閣府危機管理課 (防災担当) 付帯事務 (防災・企業担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎8号館
電話: 03-5253-2111 (大代表) FAX: 03-3501-6820
内閣府ホームページ: <http://www.bousai.go.jp/>

総務省消防庁 国民保護・防災課 防災課

〒100-8927 東京都千代田区豊が岡2-1-2
中央合同庁舎2号館
電話: 03-5253-5111 (代表) FAX: 03-5253-7535
消防庁ホームページ: <https://www.fdma.go.jp/>

気象庁 気象庁火山部津波監視課

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3丁目6番9号
電話: 03-6758-3900 (代表) FAX: 03-3584-8644
(頁の不自由な方向)

気象庁ホームページ: <https://www.jma.go.jp/>

令和3年5月発行

- 従来の伝達手段であるテレビ・ラジオ・サイレン（防災行政無線）等に加え、緊急速報メール・SNS・民間の防災アプリといった手段により、個々人への伝達が充実。
- 聴覚に障害のある方、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などへの伝達手段として、令和2年6月より「津波フラッグ」を導入。

津波避難等に関する国民への広報や啓発活動①

- 内閣府・気象庁・自治体・指定公共機関等が連携した住民への周知。
- 近年のデジタル技術の進展を踏まえ、特にSNS等による情報発信。

周知・広報手段

■自治体への周知

- ・自治体説明会（運用開始前）
- ・定例会議での周知（年1回程度）
- ・自治体職員研修（年2回程度）
- ・広報媒体の活用、イベントの開催

■住民への周知

<自治体との連携による周知>

- ・自治体広報誌への掲載、チラシの折り込み、
- ・自治体庁舎等におけるポスター掲載
- ・マンガ冊子の配布
- ・広報媒体の活用、イベントの開催

<集客施設における周知>

- ・大型ショッピングモールやコンビニ等でのポスター掲載、デジタルサイネージ

<HPやSNSによる周知>

- ・内閣府HP等での広報サイト ・ Twitter、Facebook等での周知（HPリンク等）

■企業への周知

民間業界団体等による協議会を通じた企業へのチラシ配布（運用開始前後＋定期的な配布のよびかけ）

■防災教育

防災意識の高い地域社会を構築するため、学校や地域での防災教育において活用できる広報資料を作成



「北海道・三陸沖後発地震注意情報」のポスター
ホームセンターでの掲示

参加無料
定員1,000名

令和4年度
巨大地震対策
オンライン講演会

2023年2月18日(土)
13時30分～16時30分

ライブ配信視聴：定員1,000名、事前登録制
アーカイブ配信：ご来場でも視聴可能
アーカイブ配信期間：令和5年3月から1年程度

南海トラフ巨大地震・千島海溝沿いでは、巨大地震の発生が懸念されています。気象庁は、こうした巨大地震発生時には緊急地震速報や津波警報等を発表するほか、もしも巨大地震発生の可能性が平時より相対的に高まった時には、「南海トラフ地震臨時情報」や「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表します。これらの情報を皆様啓発のために最大限活用いただけるよう、オンライン講演会を開催します。

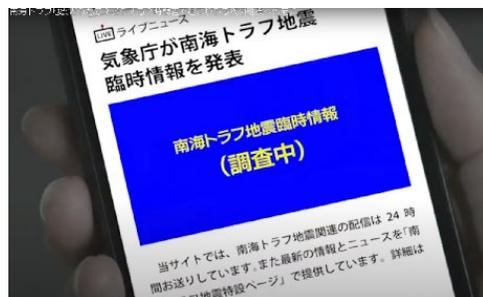
第1期目	「知覚する巨大地震による被害想定と防災・減災に向けた取組」 福田 隆 内閣府防災担当（防災担当）伊藤 幸典（防災担当）	ZOOM Zoomによるライブ配信です。参加には事前登録が必要です。 参加登録 QRコード https://www.data.jma.go.jp/egev/da/ta/jishin_bosai/r4_lecture.html#archive
第2期目	「最新型巨大地震による強い揺れと津波」 佐村 孝志 気象庁地震地質学部長	
第3期目	「日本列島・千島海溝沿いで発生する巨大地震と津波のメカニズム」 後藤 勇樹 気象庁気象研究所地震学部長兼気象庁防災情報センター長	
第4期目	「地震・津波の襲来とその対応」 藤野 紀子 気象庁気象研究所地震学部長	
第5期目	「巨大地震・津波から命を守るための備えと行動」 矢野 寛志 気象庁気象研究所	

主催：気象庁、内閣府防災担当（防災担当）、（一財）気象防災センター、気象庁気象研究所
後援：（一財）気象庁防災センター、気象庁気象研究所
お問い合わせ先：防災推進事務局 TEL:03-4758-5000（休館日休館） FAX:03-5150-1100（00-17:00）
メールアドレス：D21online@tokyo-seminar-studio.com

令和4年度巨大地震対策オンライン講演会
※アーカイブ配信中
https://www.data.jma.go.jp/egev/da/ta/jishin_bosai/r4_lecture.html#archive

津波避難等に関する国民への広報や啓発活動②

映像資料



地震・津波発生後の南海トラフ地震臨時情報の発表状況やその内容、事前避難等の必要な防災対応について解説する動画の作成・内閣府HPへの公開、また、各報道機関が制作する番組等に積極的に協力



マンガ冊子



南海トラフ地震が発生した場合に必要な行動や事前準備、南海トラフ地震臨時情報の内容についてマンガで解説



近畿・四国・九州版



中部・関東版

リーフレット



南海トラフ地震臨時情報の内容や地震の発生に備えるための準備などをリーフレットでコンパクトに解説

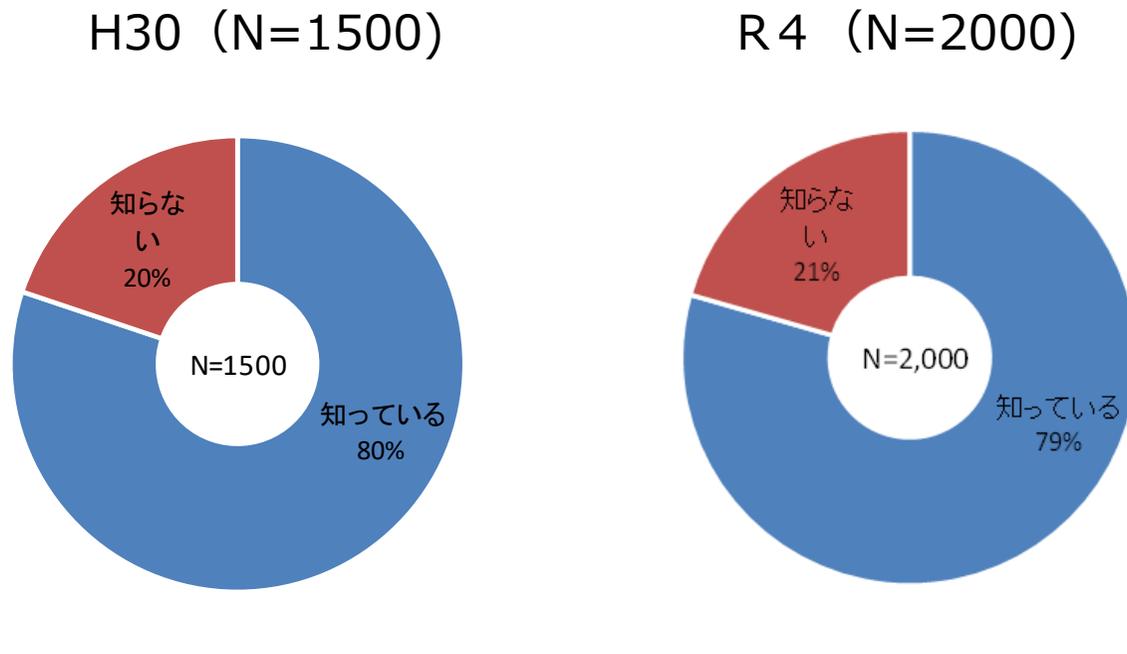


津波からの避難意識に関する住民アンケート①

津波からの避難意識を把握するため、南海トラフ沿いの沿岸部に住んでいる住民に対し、アンケート調査を実施（調査年度：平成30年度・令和4年度）

設問 1

お住まいの地域では、内閣府や都府県が公表している南海トラフ巨大地震の被害想定において、津波による浸水の危険性があるかどうかをご存じですか。



**住んでいる地域の津波危険性は住民の約8割は知っている。
⇒H24→R4 変化がない**

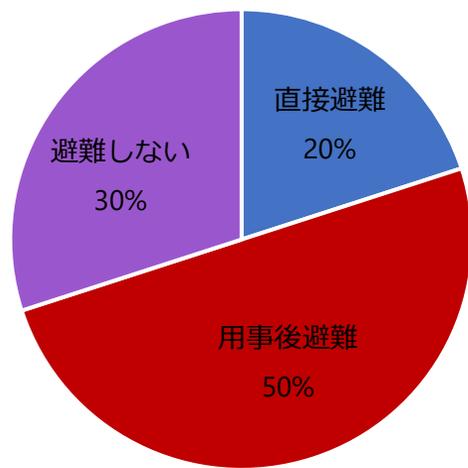
津波からの避難意識に関する住民アンケート②

津波からの避難意識を把握するため、南海トラフ沿いの沿岸部に住んでいる住民に対し、アンケート調査を実施（調査年度：平成30年度・令和4年度）

設問2

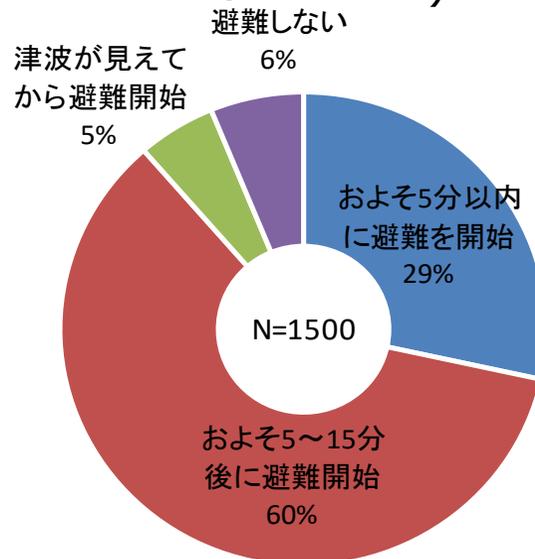
あなたが自宅にいるとき、突然今まで経験したことがないような大きな揺れに襲われ、その揺れが1分以上続き、大津波警報が発令されたとします。揺れが収まった後どのタイミングで避難しますか。昼間に地震が発生したという想定で回答してください。

H24（参考）

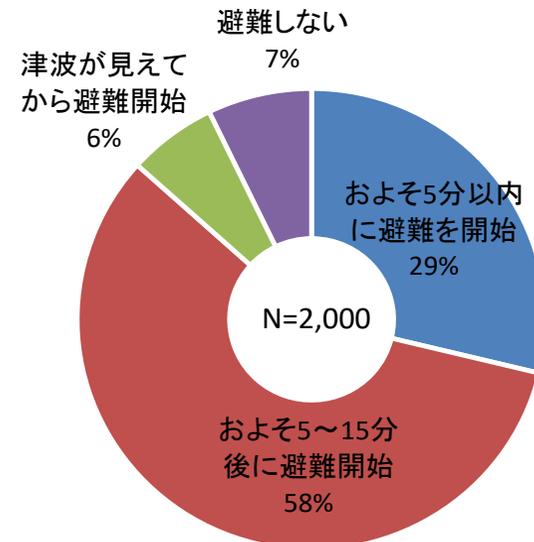


H24 避難行動の分析より*

H30（N=1500）



R4（N=2000）



避難意識の向上・維持に向けた取組が必要

⇒ H30→R4の住民アンケートの比較で避難意識に変化がない

※ 「直接避難」については、日本海中部地震の事例から意識の低いケースとして20%を設定している。また、「避難しない」については、日本千島海溝地震、南海トラフ地震等の被害想定では意識の低い場合を32%としており、東日本大震災の際に切迫避難（※1）（死者含む）の割合が高い市で25%（釜石市）～約27%（名取市）これらを踏まえて30%と設定している。また、用事後避難については、全体から「すぐに避難する」+「切迫避難あるいは避難しない」の割合を引いた数値として設定している。
※1 切迫避難とは、「揺れが収まった後、すぐには避難せず、何らかの行動をしている最中に津波が迫ってきた」「入院中で避難していない」「避難していない」と回答した人を示す。

アンケート調査の概要

- 今年7月以降に、内閣府で津波からの早期避難意識等を含めた、住民アンケート（WEB回答）を実施予定。アンケート実施に向け、各省庁・自治体等を通じて御協力を依頼。
- 住民の自発的な回答を促すため、ポスター掲載、チラシ配布、広報誌、回覧板等への挟み込み、自治体HP、SNSを活用し、アンケート調査の周知を行う。

調査内容

1. 回答者の属性

年齢・性別・住宅構造・住居階数・災害経験

2. 津波避難意識

避難行動・避難開始までの時間・避難先・避難準備時間・
避難準備内容・避難しない理由

3. 南海トラフ地震臨時情報

事前避難対象地域の認知度・南海トラフ地震臨時情報の認知度

4. 北海道・三陸沖後発地震注意情報
5. 家具の固定
6. 火災対策

【今後の予定】

4月 自治体の協力依頼



5月 ポスター・チラシ等の配布



7月～8月頃 アンケート実施



令和6年春頃 基本計画の見直し